

第 6 期埼玉県地域福祉支援計画骨子（案）について

I 計画の趣旨

市町村の地域福祉の取組を引き続き支援するため計画を策定

- ・ 高齢者・障害者・児童・生活困窮者等の分野を超えた地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応
- ・ 社会福祉法の一部改正への対応

II 計画の性格

- 市町村の地域福祉の支援に関する事項を盛り込んだ、社会福祉法に基づく計画
- 高齢者・障害者・児童・生活困窮者等の各分野における共通的な事項を横断的に記載した計画

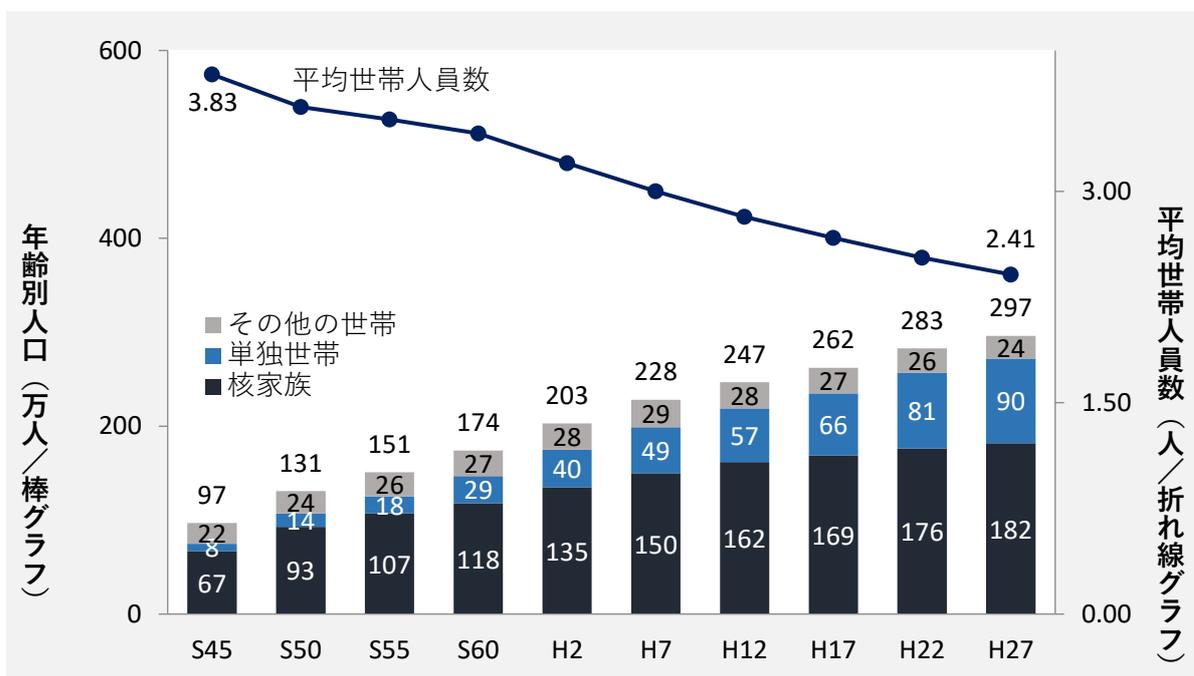
III 計画の期間

令和 3 年度～令和 5 年度（3 か年）

IV 現 状

1 世帯構造の変化

《 本県の世帯数と平均世帯人員数の推移 》



※国勢調査の世帯数については、四捨五入してあるため、内訳の合計とは一致しない。

〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

2 市町村地域福祉計画の策定状況

- ・ 社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）により、市町村地域福祉計画の策定が努力義務化

	策定済み	市町村数	策定率
埼玉県	62	63	98.4%
全 国	1,364	1,741	78.3%

〔厚生労働省調べ〕

3 地域における取組の状況

- ・ 子供の貧困や認知症高齢者の増加など、社会的関心の高い課題に対して取組が進んでいる。

子ども食堂など子供の居場所	76 か所 (H29.8)	⇒	388 か所 (R2.2)
---------------	------------------	---	------------------

〔県少子政策課調べ〕

認知症サポーターの延べ養成数	401,432 人 (H30.3)	⇒	525,418 人 (R2.3)
----------------	----------------------	---	---------------------

〔県地域包括ケア課調べ〕

V 課題

1 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要です。

2 住民主体の地域づくりの推進

高齢者世帯・単独世帯の増加、深刻な状況にある子供の貧困や認知症高齢者を支える地域づくり・居場所づくりが必要です。

3 地域福祉を支える担い手の育成

地域福祉の担い手を育成する取組が必要です。

4 福祉の支援を適切に利用できる環境の整備

生活する上で課題を抱える人が福祉の制度・サービスを適切に利用できるための環境の整備が必要です。

5 地域の実情に対応した計画的な施策の推進

市町村の実情に応じて推進する地域福祉の支援が必要です。

VI 施策の体系と主な施策



柱1 基盤づくり ～重層的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～

(1) 市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制構築の支援

(2) 社会とのつながりの回復や社会参加に向けた支援

- 制度の狭間のニーズを持つ人と既存の地域資源との間を取り持ち、必要な資源を開拓し、社会とのつながりの回復や社会参加に向けた支援

(3) 権利擁護体制の充実

- 児童・高齢者・障害者の各虐待防止法や埼玉県虐待禁止条例に基づく、市町村・関係団体と連携した虐待の予防・早期発見等の取組
- 認知症などで判断能力が不十分な人の金銭管理などを行う福祉サービス利用援助事業の活用促進

(4) 成年後見制度の利用促進

- 市町村における中核機関の設置など利用促進体制整備への支援

柱2 地域づくり ～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～

(1) 地域福祉の場・拠点づくりの促進

- 複合課題を抱える人の支援や多世代交流の拠点づくりなどの取組への支援

(2) 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充

- 地域住民から生活相談を受け、助言を行うとともに、必要なサービスにつなげる民生委員・児童委員の活動の支援

(3) 災害時に備えた支援の取組の充実

- 避難行動要支援者の名簿作成・更新と個別計画の策定支援
- 社会福祉施設などを福祉避難所として指定、防災訓練の実施

(4) 地域の子育て力の充実

- 地域子育て支援拠点の整備及び質の充実の支援

(5) 子供の貧困に対する取組の強化

- 生活困窮世帯等に対する学習支援
- 「子ども食堂」に携わるNPO法人やボランティア団体等の関係者との連携の推進の強化

(6) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

柱3 担い手づくり ～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～

(1) 介護、保育等サービス人材の確保等

- 介護未経験者等への就職支援などによる介護人材の確保
- 保育士・保育所支援センターにおける就職あっせんや学生向けの就職フェアの開催

(2) 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会（福祉教育・学習）の充実

- 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守るための認知症サポーターの養成とチームオレンジの構築

(3) 地域福祉を担う住民の育成の拡充

- あらゆる世代の地域福祉活動への参加を促進するため、ボランティア活動など地域福祉活動の支援や、ボランティア参加の促進

(4) NPO・ボランティア団体・自治会等の地域活動への支援

- 地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPO・ボランティア団体などへの支援

(5) 社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化

- 社会福祉法人の地域貢献活動である「地域における公益的な取組」の推進

柱4 環境づくり ～制度やサービスへつなぐ環境づくり～

(1) ケアラーへの支援の推進

(2) 生活困窮者対策の推進

- 生活困窮者自立支援制度に基づく自立に向けた支援

(3) 孤立や配慮が必要な人への支援

- ひきこもりやホームレスなど社会的に孤立している人への支援
- 認知症、精神疾患など専門的な支援を必要とする人への支援

(4) 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実

- 社会福祉法人及び社会福祉施設等への指導監査の充実

(5) 誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり

- 障害者用駐車場マナーアップキャンペーンなど福祉のまちづくりの考え方の普及啓発

(6) 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり

- 高齢者・障害者などの住宅確保要配慮者に対する入居支援を強化するため、市町村、不動産団体などによる地域ごとの連携体制構築の支援

柱5 市町村の支援と計画の推進

(1) 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援

(2) 計画の進捗管理